

# 法人こおりやま

2013. 3

第417号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)  
発行人 有馬 賢一 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



## 目次

税のミニ通信  
消費税の仕入税額控除の計算……………2  
(95%ルール)

税務署ニュース  
税務調査手続の明確化等を  
内容とする国税通則法等の……………3  
改正について

平成25年度税制改正大綱決まる……………4

経営者の食事……………6

伸びる企業の条件……………8

## 題名 春の宴

提供 大波 天久  
中国書法研究院客員教授  
郡山法人会副会長

# 消費税の仕入税額控除の計算(95%ルール)

さて今回も消費税について、平成23年6月の税制改正で平成24年1月1日以後に開始する課税期間から適用されている「95%ルール」について説明したいと思います。

そもそも消費税は

$$(\text{売上にかかる消費税}) - (\text{仕入、経費等にかかる消費税}) = \text{納付消費税}$$

で計算されるが、問題は「仕入、経費等にかかる消費税」(仕入税額といいます。)で、これは原則的に「消費税のかかった売上に対応する仕入にかかる消費税」です。ゆえに非課税売上にかかる消費税は含まれないので、控除できません。

しかし、課税売上割合が95%以上の場合は全額仕入税額控除できます。



東北税理士会 郡山支部  
税理士 望月 庸夫

$$\frac{\text{課税期間中(事業年度)の 課税売上高(税抜)}}{\text{課税期間中の総売上高(税抜)}} = \text{課税売上割合}$$

$$\text{総売上高} = \text{非課税売上高} + \text{課税売上高}$$

$$\text{課税売上高} = \text{消費税がかかる売上高等の合計}$$

※細かい注意点はありますが省きます

## ①95%ルール

さて、ここで改正点です。今までは課税売上割合が95%以上であればすべての仕入税額が控除できたのですが、平成24年1月1日以後開始課税期間つまり、3月決算法人であれば平成25年5月申告分からは課税売上高が5億円を超えると全額仕入控除ができなくなります。

「いやうちは売上5億円なんてないよ」とか「課税売上割合はいつも95%以上だよ」といって関係ないとは思わないでください。たとえば通常は単価の低い商品の販売、少額の修理、修繕、その他のサービスを業としていたが、突然金額の大きな機材の注文や機械器具込の修理修繕等があった場合それに加え、自社の所有する土地建物の譲渡があった場合などがそうです。土地は非課税ですが、建物は課税資産です。その他居住用家屋や更地の貸付、有価証券(ゴルフ会員権などは除く)の譲渡がある場合には要注意です。これらは非課税売上ですので、課税売上割合を下げます。

では、課税売上高が5億円超の場合又は課税売上割合が95%未満の場合、消費税の計算はどうなるのか。仕入税額控除の方法は二通りあります。

(1) **一括比例配分方式** 課税仕入れ等の税額の合計額×課税売上割合

(2) **個別対応方式** (課税売上)にのみ対応する税額) + (課税、非課税に共通対応する税額)×課税売上割

この個別対応方式とは「課税仕入れ」をその用途に応じ「課税売上対応分」「課税、非課税共通対応分」「非課税売上対応分」に区分しなくてはなりません。これは大変な事務負担となります。

その点「一括比例配分方式」は課税売上割合を乗するだけでですので計算は簡単です。しかし、だからと言って安易に「一括比例配分方式」を採用すると思わぬ失敗をします。非課税の売上が予想外に多額になった場合や次の掲げるたまたま土地の譲渡があった場合には、課税売上割合が下がり税額控除額が減少し、結果、納付消費税額が多くなるため、あわてて個別対応方式に変えようとしても、2年間の縛りがあるため、それができないこととなっております。

個人的には、5億円超の売り上げがある企業や、課税売上割合が95%未満の企業は事務負担が多くなりますが「個別対応方式」による仕入税額控除をお勧めいたします。

## ②たまたま土地の譲渡があった場合

次に、たまたま土地の譲渡があった場合についてお話してみたいと思います。

不動産業や医療業などの場合には、主たる売り上げが非課税売上でも課税売上割合は常に95%未満となり、上記の計算方法により算出されますが、小売、卸売等の販売を主たる事業の場合、だいたい課税売上割合が95%以上ですから課税売上高が5億円を超えない限り、課税仕入れ等の税額の全額が控除できます。しかし、このような事業者が、たまたま土地を売却して、課税売上割合が95%未満となったような場合「課税・非課税共通対応の課税仕入れ」の控除税額が大幅に減少し、事業の実態と合わない消費税額が計算されてしまいます。

そこで、「個別対応方式」を適用している場合、たまたま土地の譲渡があったことにより課税売上割合が95%未満となるような場合には、「課税売上」に準ずる割合の承認申請書を提出することにより、合理的な割合により共通対応の仕入税額控除を計算することが認められております。

尚、詳細はお近くの税理士に相談してください。

**税務署ニュース****税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正について**

税務調査手続が国税通則法において法定化されました。主な変更点は以下のとおりです。  
この改正は、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。

**○事前通知**

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知せずに税務調査を行うことがあります。

**○質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出**

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。

(注) 質問検査権行使の一環として、調査担当者が帳簿書類などの提示又は提出の要求をできることが法律上明確化されています。

**○帳簿書類の預かりと返還**

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡します。

また、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかに返還します。

**○調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨**

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容(誤りの内容、金額、理由)を説明し、修正申告や期限後申告(以下「修正申告等」といいます。)を勧奨します。

また、修正申告等を勧奨する場合においては、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできませんが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡します。

**○処分理由の記載**

税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

**○更正又は決定をすべきと認められない場合の通知**

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨を書面により通知します。

平成25年度  
税制改正大綱  
決まる

# 1500万円までの子や孫への 教育資金の贈与税非課税を創設

平成25年度税制改正大綱が1月29日、閣議決定された。

大綱では、「成長と富の創出の好循環へと転換させ、強い経済を取り戻すことに全力で取り組む」としたうえで、民間投資や雇用喚起し持続的成長を可能とする成長戦略に基づく政策税制措置を大胆に講ずるとしている。

円超について45%の税率を創設する。平成27年分以後の所得税について適用する。

の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充する。

高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5千万円の特別控除等の対象とすることを創設する。

東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、

住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年末までに認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）を取得した場合

自己資金で認定住宅を取得した場合、及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税について拡充する。

個人住民税における住宅ローン控除について、平成

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地

本稿では、税制改正大綱を要約するとともに、大綱に示された消費税率引き上げに際して協議すべき課題についても記した。

## 個人所得課税

### 1. 所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4千万

#### ■相続税の基礎控除■

	現行	改正案
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円に法定相続人数を乗じた金額	600万円に法定相続人数を乗じた金額

#### ■相続税の税率構造■

	現行	改正案	
1,000万円以下の金額	10%	同 左	
3,000万円以下の金額	15%	同 左	
5,000万円以下の金額	20%	同 左	
1億円以下の金額	30%	同 左	
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%
		3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%
		6億円超の金額	55%

#### ■20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造■

	現行	改正案	
200万円以下の金額	10%	同 左	
300万円以下の金額	15%	400万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%	600万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%	1000万円以下の金額	30%
1000万円以下の金額	40%	1500万円以下の金額	40%
		3000万円以下の金額	45%
1000万円超の金額	50%	4500万円以下の金額	50%
		4500万円超の金額	55%

#### ■上記以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造■

	現行	改正案	
200万円以下の金額	10%	同 左	
300万円以下の金額	15%	同 左	
400万円以下の金額	20%	同 左	
600万円以下の金額	30%	同 左	
1000万円以下の金額	40%	同 左	
1000万円超の金額	50%	1500万円以下の金額	45%
		3000万円以下の金額	50%
		3000万円超の金額	55%

## 資産課税

### 1. 相続税・贈与税の見直し

相続税の基礎控除について、現行の「5千万円＋1千万円×法定相続人数」を「3千万円＋6000万円×法定相続人数」に引下げ、相続税の最高税率を55%に引き上げる等、税率構造の見直しをする。【表】

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地

### 3. 復興支援のための税制上の措置

高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5千万円の特別控除等の対象とすることを創設する。

東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、

26年4月1日から平成29年末までの間、控除限度額を拡充する。（減収額は全額国費で補てん）

600万円に引上げ、平成29年末まで適用する。（現行360万円）

の適用対象面積の上限を3

30㎡(現行240㎡)に

拡大するとともに、居住用

宅地と事業用宅地(貸付事

業除く)の完全併用を可能

とする等の拡充を行う。

贈与税の税率構造につい

て、最高税率を相続税の最

高税率に合わせる一方で、

子や孫等が受贈者となる場

合の贈与税の税率構造を緩

和する見直しをする。【表】

相続時精算課税制度につ

いて、贈与者の年齢要件を

65歳以上から60歳以上に引

下げ、受贈者に20歳以上の

孫(現行は推定相続人のみ)

を加える拡充措置を講じる。

### 2. 事業承継税制

非上場株式等に係る相続

税等の納税猶予制度(「事

業承継税制」)について、

適用要件の緩和(雇用確保

要件の緩和等)、負担の軽

減(利子税の引下げ等)、

手続きの簡素化(事前確認

の廃止等)など、制度の使

い勝手を高める抜本的な見

直しを行う。

### 3. 教育資金の一括贈与に

係る贈与税の非課税措

置

受贈者である子や孫(30

歳未満に限る)に対する教

育資金の一括贈与に係る贈

与税について、子・孫ごと

に1,500万円までを非

課税とする措置を創設する。

4. 復興支援のための税制

上の措置

東日本大震災に係る津波

により甚大な被害を受けた

区域のうち、市町村長が指

定する区域における土地及

び家屋に係る固定資産税等

の課税免除等を1年延長す

る。

## 法人課税

### 1. 民間投資の喚起と雇用・

所得の拡大

国内の生産等設備投資額

を一定以上増加させた場合

に、その生産等設備を構成

する機械装置の取得価額の

30%の特別償却、または3

%の税額控除ができる制度

を創設する。

ただし、控除額は登記の

法人税額の20%を限度とす

る。

環境関連投資促進税制に

ついて、その適用期限を2

年延長するとともに、即時

償却の対象資産にコージェ

ネレーション設備を追加す

る。

研究開発税制の総額型の

控除の上限額を当期法人税

額の30%(現行20%)に引

き上げるとともに、特別試

験研究費の範囲に一定の共

同研究等を追加する。

労働分配(給与等支給)

を一定以上増加させた場合、

その増加額の10%の税額控

除を可能とする所得拡大促

進税制を創設するとともに、

雇用促進税制を拡充し、税

額控除額を増加雇用者数1

人当たり20万円から40万円

に引上げる。

### 2. 中小企業対策・農林水

産業対策

商業・サービス業及び農

林水産業を営む中小企業等

が経営改善に向けた設備投

資を行う場合に、30%の特

別償却または7%の税額控

除ができる制度を創設する。

ただし、控除税額は登記

の法人税額の20%を限度と

し、控除限度超過額は1年

間繰越しできる。

交際の損金不算入制度で、

中小法人に係る損金算入の

特例として、定額控除限度

額を800万円(現行60

0万円)に引き上げ、定額

控除限度額までの損金不算

入措置(現行10%)を廃止

## 消費増税の課題への対応

消費増税については、税

率を2014年4月に8%、

2015年10月に10%と2

段階での引き上げが予定さ

れているが、大綱では消費

増税にあたって次の諸点を

明記している。

軽減税率制度については、

消費税率の10%引き上げ時

に導入を目指す。

与党税制協議会に軽減税

率制度調査委員会を設置し、

与党税制協議会に中間報告

をする。

また、次の諸点について、

今年12月予定の平成25年度

与党税制改正決定時まで

結論を得る。

■軽減税率対象・品目、

する。

3. 復興支援のための税制

上の措置

避難解除区域等における

避難対象雇用者等を雇用す

る場合の税額控除制度、及

び設備投資を行う場合の即

時償却や税額控除ができる

制度について、新たに避難

解除区域等に進出する法人

に同様の措置を適用する。

■軽減する消費税率、■イ

ンボイス制度など区分経理

のための制度の整備、■中

小事業者などの事務負担増

加、免税事業者が課税選択

を余儀なくされる問題への

理解、■その他、軽減税率

導入にあたって必要な事項。

さらに、円滑な価格転嫁を

図るために、下請法の適用対

象となっていない大規模小売

店と納入業者の間の取引等流

通の分野も含め、力ある事業

者による転嫁拒否、実質的な

値引き強制などが行われない

よう、より踏み込んだ転嫁対

策を強力に推進していく必要

があると大綱では言及してい



# 経営者の食事

## 共食

家族や仲間とたのしく会話しながら  
心と体においしい食事をしましょう!!

管理栄養士 吉岡美保

### 第2次食育推進基本計画

2011年3月末に2011〜2015年度までの5年間を期間として第2次食育推進基本計画が策定され、今後の食育推進に関する施策の基本的な方針として、次の3つの重要課題の取り組み方針が定められました。

#### 【重要課題】

- (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断な食育の推進
- (2)生活習慣病の予防および改善につながる食育の推進
- (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

この中でも「共食」という言葉はあまり耳慣れない方も多いと思います。「共食」とは家族や友人と一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ることを言います。

2012年度4月に公表になった「食育の現状と意識に関する調査」結果から「共食」を考えてみたいと思います。

#### 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

子どもの頃にならった食習慣を大人になっても改めることは困難であり、子どものうちに健全な食生活を確立することは、成長段階にある子どもが、必要な栄養を摂取し健やかな体を作り、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる。

このため、日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育の取組を確実に推進していくことは重要な課題である。特に、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点であり、子どもへ

の食育を推進していく大切な時間と場であると考えられることから、家族との共食を可能な限り推進する。家族との共食の際は、子どもたちに、食卓を囲む家族の団らんによる食の楽しさを実感させるとともに、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるように配慮する。

もとより、ライフスタイル、家庭の態様や家族関係は多様化しており、家庭における食育は決して一律には推進できないが、家庭が子どもへの食育の基礎を形成する場であることは否めない。

そこで、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、男女共同参画等の推進を踏まえ、学校、保育所等、更には地域社会とも連携して、家庭における食育の推進の充実を促進、支援する、と内閣府は綴っている。

#### 家族との食事

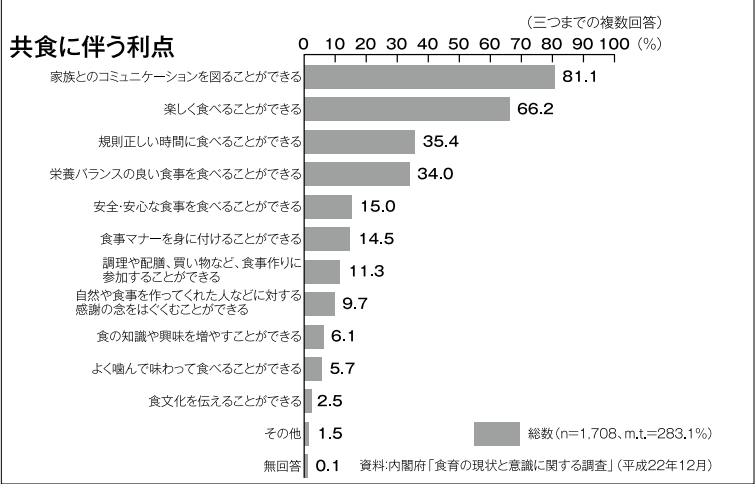
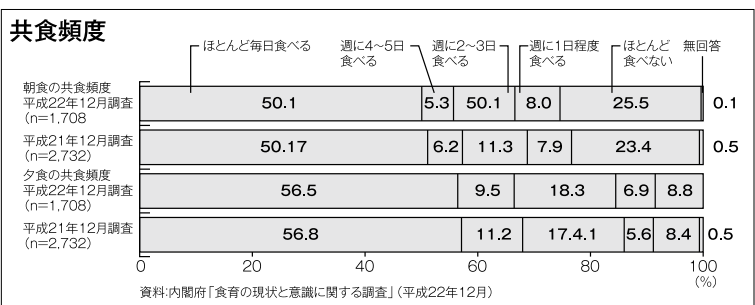
朝食を家族とほとんど毎日一緒に食べる人は50.1%、夕食を家族とほとんど毎日一緒に食べる人は56.5%であり、2009年12月調査と比較すると横ばいで変化はなかった。

また、今回新たに食事を家族と一緒に食べる利点についても調査した。その結果、食事を家族と一緒に食べることは、一人で食べることに比べて、「家族とのコミュニケーションを図ることができる」(81.1%)、「楽しく食べる」(66.2%)

とができる」(66.2%)、「規則正しい時間に食べることができる」(35.4%)、「栄養バランスの良い食事を食べることができる」(34.0%)など、精神面の安心感、生活や食事の質を向上させると感じている人が多いことが分かった。

#### 共食/孤食頻度と疲れの実感の関係

他の民間団体による調査結果には、  
・孤食の頻度が高いほど、「いつも疲れている」(「いつも



「トレスがある」人が多い。  
・共食習慣がある人とくらべて、週のほとんどが孤食の人は「いつも疲れている」人が二倍多い。  
とあります。

孤食の頻度が高い・共食の機会が少ないほど、「いつも疲れている」「疲れを感じやすい」人が多くなっています。

夕食のほとんどが共食である層では常時の疲労を訴える人が10%であるのと比べて、週6日以上が一人で夕食をとる、週のほとんどが孤食の層は、21%が「いつも疲れている」と答えています。

また、週のほとんどが孤食である層は57%、6割近くが「いつもストレスを感じる」もしくは「ストレスを感じる」ことが多い」と答えており、他の層よりも多いことがわかりました。

これほどにも影響を及ぼしているのですね。  
ただ、すぐにも実践といつても難しいところだと思います。

しかし、職場におけるコミュニケーションにもつながると考えられる「共食」を取り入れていくのが良いと考ええます。

例えばその人を理解する

には共に過ごす時間をつくることです。人間関係をより良くしていくために、たとえば一日ゴルフ場でラウンドしながらクラブハウスで食事を一緒にする、マージャンをしながら食するなどのコミュニケーション向上はいかがでしょう。

職場においても、食事を共にしてお互いを理解し合うことは、最も効果的なことだと思います。

また、このような「共食」を取り入れている職場では、従業員が自由に使えるアイランドキッチン、いつでも食材がストックされている冷蔵庫があつて、昼食を自分たちで調理して食べるそうです。

何時間もの会議で導き出せなかった課題解決が、昼休みに食事をしながら話し合ったら嘘のように解決できることもあります。食べながら話をするのは創造的でお互いの力を引き出せる時間です。

職員同士が連れ合つて食事をコミュニケーションを深めているのは仲が良い証です。そこでは老若男女がお互いに尊重され、経験年数や立場に関係なく、共感し、学びあい、明日の活力を充電できるものなのです。

## 高齢化社会における「共食」

東京都狛江市では、従来、独居高齢者に食事を届ける配食サービスに力を入れてきたが、2000年度から会食の機会づくりを増やしているという発想を転換してきました。

高齢者が、一人で自宅で食べるよりも、外でだけかと一緒に食べられるようにボランティアグループの協力も得て会食の機会を増やしているとのこと。友人を誘って参加したり、食事がきっかけで新しい友人がきたり、おしゃべりな装いも増え、参加者の元気度も増しているそうです。

また、東京都立川市の商店街にあるレストランなどでは、いつでも好きな時に立ち寄り、長居をしても追い出されない環境で食事をしたりお茶を飲んだりしたい高齢者の要望に応じる場も出てきたそうです。初めは各人が背中を向けて黙々と食事をしていたのに、いつの間にか初めての人ともテーブルを囲むようになってくるとのこと。

こういった、都市部に住む高齢者の「共食」の場は、自宅、友人宅、公民館、学校の空き教室などを利用して、

近年、広がってきているようです。

高齢者が他の人と食事をともにするメリットとして、どのようなものがあるでしょうか。

参加者の声としては、「楽しい」「相手の気持ちや状況がよくわかる」「趣味の仲間が増える」といった精神面の効用をあげている人が目立ちます。

しかし、栄養面などもメリットも見逃せないとのこと。日ごろ子どもや孫たちと一緒に食事をしている高齢者は、別の食事をしている高齢者に比べて、料理の品数が多く、栄養のバランスがとれている人が多かったとの調査結果もあります。

年齢や健康状態、食の嗜好が異なる人たちとの食事は、全員のニーズを満たす必要があるため、準備するときには料理や食材の組み合わせに工夫を凝らします。食べるときにも、新しいメニューに挑戦したり、新たな味覚を発見したりします。

また、一緒に準備をするときの運動面でのメリットもあります。すると「共食」には、みんなで集まって食べるだけでなく、メニューを考え、食

材を準備し、調理をする一連の行為が大事だということになります。

また、高齢者だけでなく、さまざまな世代の人たちを交えた「共食」が精神面でも栄養面でもよりプラスということになります。

考えると、世代の違う人々が「共食」をすることは、戦前からいまでは当たり前だったことです。

戦後、核家族化が進み、独り暮らしの人々が増えてきました。しかし、近年、食事のときにもみんなが集うという当たり前のことが見直されてきたということに改めて考えられます。

## 共食のメリット

家族や友人とのコミュニケーションは食事をおいしく楽しいものにしてくれます。

主食・主菜・副菜のそろった比率が高まり栄養のバランスが取りやすくなる。

食べるだけでなく、会話を通じて食材や調理方法など食情報を交換することができ

ます。食を通してコミュニケーションを図ることは、人と人との輪を広げ、心を育む大事な食育です。



# 伸びる企業の条件

(株)YKリーダーズコンサルティング  
代表取締役 柳澤 一夫

『日本でいちばん大切にしたい会社』の著者で知られる法政大学大学院の坂本光司教授が、過去40年間にわたって、企業の現場を調査研究・分析をした6500社の中で、好不況に関係なく立派な業績を安定的に上げ続けている企業が約2割、好況だと利益は出るが不況だと赤字になる景気連動型企業が2割、残り6割が好況でも不況でも赤字の会社という結果だったそうです。

好調安定企業には、ひとつの共通点があります。それは、「ライバルとバトルイングしない」やり方を、どこかで貫いているということ。たとえば、特定の分野では競争見積書を発行しない、言葉を変えれば顧客から見積りを要求されない商品を持つ、俗にいう「オンリーワン商品」を持っている、ということ。本来、価格競争は資本力や設備力のある大企業がやるべき分野であり、中小企業は非価格競争分野で足場を築くことです。なんとしても、です。

このことを書くと、「商売ってそんなに簡単じゃない。いつぱんやっつてごらん」という声が聞こえてきそうですが、それができるかどうかということではなく、これが客観的な事実です。背景にある考え方は、「景気や流行は追わない」、「好不況に関係なく人材を確保し続ける」、「経営スタンスとして『業績』より『継続すること』を重視する」などでしょう。

違う視点で考えると、「脱・下請け」という生き方なのかもしれません。常に「成長の種まきを怠らない」生き方が、それを可能にします。ヒト、モノ、カネに余裕のない組織が中小企業であり、だからこそ「ヒトを大切にする」生き方を選ばなくてはいけません。いわゆる、「人本主義を貫く」とことです。

経営者という、その辺のサラリーマン管理者より、てんで見識も胆力もある逸材が真剣に指導するわけですから、本来、人材が育たないわけはありません。常に目の届くところで、厳しく、そして愛情のある理想の育成環境に、中小企業の社員がおります。これが大企業にはない強みです。考えてみれば、現在名のある大企業も、最初は皆ベンチャー企業。本人の常識が当時の非常識と批判され、苦しみながら商品を産み出していく。新しい取り組みですから、失敗は日常茶飯事。失敗しないでトントんと進むと、思わずほっぺたをつねって、「あれっ、うそじゃない」と喜ぶ。目に見えるようではない。そう考えれば、できないことはありません。突き詰めて考えると、好調安定企業に近づくための条件は、「つまづいても、前に進み続けられること」の一点だと思っています。

かのエジソンは、「天才は1%のひらめきと、99%の努力である。ほとんどの人は、これ以上アイデアを考えるのは無理というところに行きつくと、そこでやる気を失う。いよいよこれからののに……」と言っています。自分の強みを信じて、それを太く大きくできる商品づくりに、めげずに邁進していただきたい。そう、切に願っています。

脱・下請けをしようにも、独自の商品なんかできない、とボヤきたい人は居酒屋のオヤジにこぼしてください。もつとも、オヤジはその人に売れる商品を提供してはくれませんが……。

新しい年を迎え、「自分ができる」という確信を持ち続けられる、積極的錯覚人間を目指していこうではありませんか。